

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の指定の効力停止処分について

各事業の根拠法令に基づく監査を実施した結果、次の事業所について給付費の不正請求等の事実が認められたため、法令の規定に基づき、指定の効力停止処分を行います。

1 事業所名称等

(1) ヘルパーステーション海

ア 所在地 川崎市宮前区平3丁目11-1
イ 事業所番号 1415500410
ウ サービス種類 行動援護
エ 指定日 平成24年4月1日
オ 開設者 社会福祉法人らぼおるの樹（川崎市多摩区长沢3丁目8番8号）
理事長 長島正樹

(2) 児童発達支援事業所ドナルド

ア 所在地 川崎市高津区久末2175-1
イ 事業所番号 1455300044
ウ サービス種類 児童発達支援・放課後等デイサービス
エ 指定日 平成24年10月1日
オ 開設者 社会福祉法人らぼおるの樹（川崎市多摩区长沢3丁目8番8号）
理事長 長島正樹

(3) 児童発達支援事業所ドナルド2

ア 所在地 川崎市中原区下小田中1-5-19
イ 事業所番号 1455200103
ウ サービス種類 児童発達支援・放課後等デイサービス
エ 指定日 平成24年10月1日
オ 開設者 社会福祉法人らぼおるの樹（川崎市多摩区长沢3丁目8番8号）
理事長 長島正樹

(4) 日中一時支援 原っぱ

ア 所在地 川崎市宮前区平3丁目11-1
イ 事業所番号 1465500146
ウ サービス種類 日中一時支援（障害児・者一時預かり）
エ 指定日 平成24年4月1日
オ 開設者 社会福祉法人らぼおるの樹（川崎市多摩区长沢3丁目8番8号）
理事長 長島正樹

2 処分内容

(1) ヘルパーステーション海

ア 処分内容 指定の一部の効力停止1か月

イ 処分期間 令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

(2) 児童発達支援事業所ドナルド

ア 処分内容 指定の全部の効力停止1か月

イ 処分期間 令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

(3) 児童発達支援事業所ドナルド2

ア 処分内容 指定の全部の効力停止3か月

イ 処分期間 令和3年11月1日から令和4年1月31日まで

(4) 日中一時支援 原っぱ

ア 処分内容 指定の一部の効力停止1か月

イ 処分期間 令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

3 処分理由

(1) ヘルパーステーション海

ア 運営基準違反

従業者として登録していない統括責任者が、特定の利用者の行動援護を直接提供し、従業者に対して運営に関する規定を遵守させる立場であるにも関わらず、提供していない従業者の名義を使用してサービス実績記録票の作成を指示した。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第4号)

イ 不正請求

従業者として登録していない統括責任者が提供した利用者1名分に対する行動援護について、提供していない従業者の名義を使用して給付費を不正に請求し、受領した。

(平成28年9月～令和2年9月)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号)

(2) 児童発達支援事業所ドナルド

ア 人員基準違反

事業所の営業時間中に、管理者兼児童発達支援管理責任者であった者が事業所を離れ、事業所に置くべき児童発達支援管理責任者を専任かつ常勤で配置しなかった。また、この間管理者の管理上障害児通所支援に支障を来たした。

(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)

イ 運営基準違反

事業所の営業時間中に、管理者兼児童発達支援管理責任者であった者が事業所を離れ、この間担うべき管理者又は児童発達支援管理責任者の責務を果たさなかった。

(児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)

ウ 不正請求

事業所の営業時間中に、管理者兼児童発達支援管理責任者であった者が事業所を離れ、事業所に置くべき児童発達支援管理責任者を専任かつ常勤で配置しなかったにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を行わずに、給付費を不正に請求し、受領した。

(平成31年4月～令和1年9月)

(児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)

(3) 児童発達支援事業所ドナルド2

ア 人員基準違反

事業所の営業時間中に、管理者兼児童発達支援管理責任者であった者が事業所を離れ、事業所に置くべき児童発達支援管理責任者を専任かつ常勤で配置しなかった。また、この間管理者の管理上障害児通所支援に支障を来たした。

(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)

イ 運営基準違反

事業所の営業時間中に、管理者兼児童発達支援管理責任者であった者が事業所を離れ、この間担うべき管理者又は児童発達支援管理責任者の責務を果たさなかった。

(児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)

ウ 不正請求

事業所の営業時間中に、管理者兼児童発達支援管理責任者であった者が事業所を離れ、事業所に置くべき児童発達支援管理責任者を専任かつ常勤で配置しなかったにもかかわらず、児童発達支援管理責任者専任加算を算定したほか、児童発達支援管理責任者欠如減算を行わずに、給付費を不正に請求し、受領した。

(平成28年9月～平成31年3月)

(児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)

(4) 日中一時支援 原っぱ

ア 運営基準違反

事業所の統括責任者が、運営に関する規定を遵守させる立場でありながら、特定の利用者に対して日中一時支援を提供していないにもかかわらず、サービス実績記録票の作成を指示した。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第4号)

(川崎市障害者日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱第14条第14項)

イ 不正請求

利用者1名分に対する日中一時支援として、実際にはサービス提供していないにもかかわらず給付費を不正に請求し、受領した。

(平成28年9月～令和2年6月)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号)

(川崎市障害者日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱第14条第14項)

4 返還予定額（概算）

	返還予定額（概算）		
	給付費返還金	加算金	合計
ヘルパーステーション海	1,003,825 円	401,530 円	1,405,355 円
児童発達支援事業所ドナルド	4,241,669 円	1,696,668 円	5,938,337 円
児童発達支援事業所ドナルド2	21,378,827 円	8,551,531 円	29,930,358 円
日中一時支援 原っぱ	755,259 円	302,104 円	1,057,363 円

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算し返還を求めます。また、別途、サービス利用に係る利用者負担額についても利用者への返還を指示します。

5 今後について

利用者への支援が途切れることがないように引き続き指導してまいります。

(問合せ先)

○ヘルパーステーション海、児童発達支援事業所ドナルド及び
児童発達支援事業所ドナルド2の処分について

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 神林

電話 044-200-1978

○日中一時支援 原っぱの処分について

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川

電話 044-200-2656